

議会改革調査特別委員会記録

平成24年8月27日（月）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成24年8月27日（月）

出席委員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時3分）	2
決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて	2
常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて	2
反問権の付与について	9
通年議会について	10
議決事件の拡大について	14
議長の任期及び選出方法について	16
議員間討議について	20
散会宣告（午後0時9分）	25

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成24年8月27日（月曜日）

出席委員（9名）

委員長	大森 由紀子	委員	大地 正 広
副委員長	高橋 伸 介	委員	福留 利 光
委員	前田 富 枝	委員	大橋 智 洋
委員	堤 幸 子	委員	堀井 勝
委員	木村 亮 太		

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

行政改革部長	奥 誠 二	財務部長	高井 法 子
政策企画部長	北村 昌 彦		

本日の会議に付した事件

1. 決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて
2. 常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについて
3. 反問権の付与について
4. 通年議会について
5. 議決事件の拡大について
6. 議長の任期及び選出方法について
7. 議員間討議について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下 寿 士	事務局係長	尾田 岳 志
事務局次長	五島 祥 文	事務局係長	吉田 章 伸
事務局課長	大西 佳 則	事務局主任	井上 淳 子
事務局課長	沖 卓 磨	事務局主任	井田 昌 誕
事務局課長代理	田中 朗	事務局主任	櫻井 啓 佑
事務局係長	居内 琢 磨		

~~~~~

○大森由紀子委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時3分 開議)

○大森由紀子委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○大森由紀子委員長 調査に先立ち申し上げます。本委員会の傍聴は委員長において、これを許可します。

○大森由紀子委員長 これから調査に入ります。

○大森由紀子委員長 まず、決算特別委員会に事業仕分けの機能を持たせることについて及び常任委員会に予算・決算審査機能を持たせることについてを一括議題とします。

○大森由紀子委員長 本2件については、前回に引き続き、3つの論点について、順に委員間での御協議をお願いします。

○大森由紀子委員長 まず、前年度決算の早期議決に向けた決算特別委員会、議会開催日程の調整について、御協議をお願いします。

本件については、前回、堤委員が会派にお持ち帰りの上、改めて御意見を述べたいとのことございましたので、まず、お伺いします。

○堤 幸子委員 おはようございます。前々回持ち帰ったのですが、私の方で会派での説明がうまくできていなかったのもう1回持ち帰って協議しまして、決算の議決を第3回定例会の中で行うということについて、会派として了承いたしましたので、この件は進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○大森由紀子委員長 それでは、他の委員の皆さんの御意見は、前回お伺いしておりますが、改めて御発言をしたいという委員はいらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 改めて御意見もないようですので、第3回定例会の会期を延長し、その会期内で決算特別委員会の審査、決算の認定議決まで行うという提案会派の御意見に、すべての委員が御賛同いただいている状況でございます。

つきましては、来年、平成25年の第3回定例会からそうした会期に改めるよう、次回の中間報告書に盛り込みたいと思います。ただし、前回お話がございましたが、一般質問の日程と決算特別委員会の日程があまりにも近接しますと、円滑な議会運営が困難となることも考えられます。そこで、その間隔を十分に確保することを中間報告書に付記をしたいと思えます。また、その結果、第3回定例会の会期が長期化することから、そうした長期の会期設定に対する議員や理事者の理解も必要となります。そこで、この点についても中間報告書に付記したいと思えます。

中間報告書の文案については、他の案件とあわせて改めてお示しをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大森由紀子委員長 それでは、次に、全議員が予算・決算審査に参画できる仕組みへの改革について、委員間で御協議をお願いいたします。

本件については、前回多くの委員から、無党派議員も予算・決算審査に参画できる方策が必要ではないかとの御意見がありました。具体的な運営方法については議論が及ばなかったように思います。

そこで、まず現行の予算・決算特別委員会の運営方法を改め、全議員が委員として審査を行う形とするのか、それとも従来どおりの運営方法とした上で改善点を議論するのか、この点に絞って、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○前田富枝委員 持ち帰りまして話をさせていただいて、本来、現状やらせていただいている予算・決算審査の中で、ほかの会派の皆さんも特別委員会に入れないメンバーであっても、このことをちょっと言ってほしいということで、会派内で取りまとめてやっているというのがあると思うんです。それだったら、あえて全員が出る必要はないのじゃないかということにうちの会派はなりました。

○大地正広委員 済みません。1点質問させていただきたいんですけれども、前回、会派構成の件で、現在、3人から会派として認めているということに対して、今後どうするのかということ各派代表者会議で議論することになっていたと思うのですが、どうなっているのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○山下寿士市議会事務局長 この会派の問題につきましては、当委員会からの申し送りを正副議長の方にいただいております。またいろいろと要望もいただいていた経過がございます。議長としましては、できるだけ早い適当な時期に、この件について各会派代表者の皆さんにお諮りをしたいというお考えであるというように承知しております。

○大地正広委員 ありがとうございます。私どもの会派としましては、現行の予算・決算審査における特別委員会の在り方というのは適正であると思います。会派に対する考え方についての各派代表者会議での議論の結果を待って、もし会派構成が変わった場合でも、3人会派の質問時間の件について、現行の予算・決算特別委員会の運営方法を継続した上で改善を図るということで意見がまとまっておりますので、よろしくお願ひします。

○木村亮太委員 会派に所属している議員というのは、会派内での調整や、予算・決算特別委員に選ばれた方にこれも質問しておいてほしいというのができると思うんです。結局のところ、無党派の取り扱いをどうするのかというところの議論が収束しない限りは、現段階ではどちらとも言えないというのが、私の認識です。各派代表者会議の結論が出ていないということでは、基本的には現行の運営方法の中で改善点を探るという方法になってしまうのではないかと思います。

まずは、予算・決算審査において、会派を代表して質疑しているということで行くのか、会派に所属しているけれども、あくまで議員個人として質疑しているということで行くのか、その整理をまずはすべきではないかと考えております。

○堤 幸子委員 うちの会派でも、現状のやり方を継続した上で改善点を探るという方向になっていると思うんですが、無党派の方の予算・決算特別委員会への参加の在り方や、全議員が参加したときに本当にできるのか、会派の在り方として2人会派を認めていくのかなど、いろんな考え方があって、なかなかいい案が出ず、結論には至らなかったんです。

もしきょう、皆さんからいい案を出していただけたら、もう1回、考えられるんじゃないかなと思っています。申し訳ないですけれども、いい案が持ってこられなかった状況です。

○堀井 勝委員 私たちは、予算や決算というのはやっぱり大変重要な課題ですので、できるだけ全議員が参加して、審査できればと思います。長年議員をやらしてもらっていて、不勉強で申しわけないのですが、ここに至った経過を御存じだったら事務局に教えていただきたい。現在は、慣例により2人に1人ということになっているわけですが、本来、議員全員で議論すべきだと私は思うんです。

会派で集約するという事になった経過がどうなっていたのか、教えてほしいと思います。

○山下寿士市議会事務局長 現行の2人に1人となった経過についてですか。

○大森由紀子委員長 予算・決算特別委員を会派で2人に1人として代表で出るようになった経過について、本来はどうあるべきか、規定があるのかどうかということも含めての御質問です。

○堀井 勝委員 済みません。突然の質問ですので、今わからなければ、まとめておいてもらいたいと思います。

私が言わんとするのは、議員というのは、枚方市の予算や決算という重要な問題について、議論していくのが本来の姿ですよね。それを会派でということにして、会派で3人に1人、2人に1人などと制限するのは議会運営上の問題で、これだと会派構成しているところは、それなりに発言できますけれども、無会派の人は発言する機会がないわけです。この機会をやっぱり保障するのが、やっぱり議会であらなければならぬと私は思うんです。

会派であっても、思想、信条まできっちり一定にされているところもあれば、考え方がいろいろあって、言い方は悪いですが、烏合の衆みたいに寄り合っているだけという会派だってできるわけです。今あるとは言いませんけれども、そういうことが本当にいいのかどうか、私は非常に疑問に思うわけです。だから、やっぱり本来の姿を基本にすべきでないかというのが、私の意見です。

○福留利光委員 提案会派からなのですが、私どもの提案の趣旨が会派問題という部分でとらえられていて、このことを提案させてもらったわけではないのですが、まず、議員という部分で公党組織というのが考えられますし、当然ながら、会派というのでも考えられます。基本的には、行政に対して各議員がどれだけ資質を高めていくか、もしくは、どれだけ知識を集約していくかということになってくると思います。

そういう視点から見たときに、現状の在り方としては、先ほど堀井委員が言われましたように、一貫通貫できている会派もあれば、そうでない会派も結構あると思います。今までの予算・決算審査がどういう形で取り組まれてきたのかという経過もお聞きしているのですが、それがなかなかうまくいっていないというのは、課題があったんじゃないかなと思います。ただ、全議員が予算・決算審査に臨むべきというのがあるべき姿であるという思いで、我々の会派としては提案をさせていただきました。

したがって、課題はいろいろあると思うのですが、会派問題というのを置いておいて、皆さんに1人の議員として、もう一度見極めていただきたい。予算・決算審査という部分から全く離れていけば、ちょっと観点が違うということにもなると思います。今回の委員会に当たり、会派内で一応論議しましたけれども、全議員が取り組めるような形でやっていきたいというところは、前回どおりでございますので、思いを持った我々の提案ということでぜひ

御理解いただきたいと思っております。

○高橋伸介委員 私どもの会派で話をしまして、どういうまとめ方をしたらいいのかというところで、一定結論が出ておりますので、御報告いたします。

やはり、あるべき論というのは、地方自治法で規定されている議員の権利としてというもので、このあるべき論がそのままあるべき姿にならないから、いろんな運営が試行錯誤されてきて、今に至っているというところは共通の理解として進んだわけですが、予算・決算特別委員会の運営については、現在も試行中です。総務常任委員会と文教常任委員会、そして建設常任委員会と厚生常任委員会の所管分野に分けてやるというのは、スペースの問題だったと思います。それと、職員を1カ所にまとめて、質問も出されていない方が待機しているのはどうかという意見もあつてのことだと思えます。この試行の評価としては非常にいいという結論です。

あと、2人に1人というところについては、前回もお話があつて、先ほども大地委員の方から御指摘いただいたのですが、奇数会派、5人会派はないので、要するに3人会派になるのですが、1人当たりの時間配分のバランスをとらないといけないということで改善部分があるという意見が出ました。2人会派か、全員参画かということについては、あるべき姿としては全員参画だけれども、現行の運営の中で2人に1人という形態になり、それは合理的だと判断いたしました。

○大橋智洋委員 福留委員の言ったとおりなんですけれども、この間、本会議の一般質問については、それぞれの議員固有の権利という意味合いで、1人につき30分ということ提案させていただいて、皆様方と一緒に進めてきたという流れの中で、予算・決算審査についても、同じような理屈でできないかという趣旨の提案です。誤解を恐れずにあえて申し上げれば、無会派の方がどうこうということではなくて、そういう流れの中で僕たちとして提案させていただいたということでございます。

○大森由紀子委員長 それでは、それぞれ各会派から御意見を言っていたいただきましたが、現行の予算・決算特別委員会の運営方法を、例えば、全議員が委員となる形に改めていくということになれば、正副議長や監査委員の考え方など、まだまだ課題が多いように思います。

今、皆さんの御意見の中でもありましたが、前提として、そもそも会派とはどういったものなのかということについての議論も避けては通れないと思います。この点については、先ほどお話があったように、各派代表者会議で御協議いただくようございまして、本日、申し送りもさせていただきましたので、本件については、その結論を待って、改めて議論してはどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○木村亮太委員 私は、やはり会派の在り方というところが避けて通れない議論だと思います。先ほどのお話でも、会派を組んでいるが一通りできていない、烏合の衆のような会派があったらどうするのかというところもありまして、枚方の場合、本来、会派は「主義主張を同じくする」という縛りがあると思えますけれども、基本的に主義主張が同じであれば、烏合の衆になるはずはないと思っています。仮に会派を組むのであれば、細かいところは違があつても、会派の中で一致点を見つけていくという努力が、逆に必要になってくると思えますので、その辺も含めて、各派代表者会議の方に申し送りしていただければと思います。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの案件につきましては、他に御意見はないようござ

ざいますので、ただいま申し上げたとおり取り扱うことに決定させていただきたいと思いをします。

○大森由紀子委員長 それでは、次に、予算・決算特別委員会に事業仕分け機能を持たせることについて、委員間で御協議をお願いします。

この点につきましては、前回、一般質問や常任委員会の場があるため、改めて予算・決算特別委員会を事業仕分けの場として位置付けることまでは必要ないという御意見もございました。一方で、事業の効果や目的を確認できるような形での質疑を充実させるという意味では、予算・決算特別委員会に事業仕分け機能を持たせることに賛同する御意見もございました。また、現在、全市的に行われている、行政改革部が所管する事務事業の総点検に、議会として関与していくことも大切であるとの御意見もございました。事務事業の総点検は、この2年間の取り組みでございますが、理事者側は毎年度、事務事業の実績測定なども行っております。一般質問や常任委員会の場もでございますが、こうした実績測定の資料の活用なども念頭に置いて、本日は、特に予算・決算特別委員会に事業仕分け機能を持たせるのか、また、事業仕分けをどう考えるのかという点について、御協議をお願いしたいと思います。

それでは皆さん、いかがでしょうか。

○高橋伸介委員 協議に入る前に確認させていただきたいと思えます。

事業仕分け機能ということについては、私どもの会派でもまだ結論は出ていないのですが、議員が事業仕分けをする場合、今、お作りになっておられる事務事業実績測定調書がデータとしてたたき台になろうかと思うのですが、その実績測定の調書はどのような内容で、そして、いつごろになり、決算審査に間に合うのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○奥 誠二行政改革部長 今、例年出しております事務事業実績測定の調書は、事業の基本的な事項、また決算額についても前年度ということを表示しております。現在は、例年どおり10月、決算特別委員会の前に完成するように作業を進めているという状況でございます。

○高橋伸介委員 そうすると、来年度、9月議会の中に決算を入れてしまって、3月議会のような形になるわけですが、決算特別委員会には間に合うということでしょうか。日にちの設定に微妙なものがありますけれども、その辺を再度お尋ねします。

○奥 誠二行政改革部長 来年度ということであれば、若干時期を早めるということは可能だと思いますので、決算特別委員会の時期にもよりますけれども、そこに間に合うようにできるのではないかと思います。事務的にどういう問題があるのか、確認させていただくと思いますが、基本的には間に合うように進めていかなければならないと認識しております。

○木村亮太委員 事業仕分け機能を持たせるということについては、本来の事業の目的や効果を踏まえながら審議するという趣旨ということで話を進めさせていただきます。

今、事務事業実績測定をまとめていただいているのは承知しているんですが、前回の委員会でも申し上げました、資料内容の充実というところを、やはり、もう少し検討させていただきたいと思っております。京丹後市や西宮市の例をお見せしたと思うのですが、あれと全く同じものを作ってほしいということではないです。時間と労力のこともあると思いますが、もう少し充実させていただくということは可能なのでしょうか。例えば、財源内訳などが入っていると、私としてはうれしいと考えています。

○奥 誠二行政改革部長 以前にも委員からお話をお聞きしている、事務事業実績測定のもう少し詳しい調書ということですが、本市でも事務事業評価の時代にかんがりの情報を提供してやってきたという経過もございます。それが十分生かしきれなくて、今のようなものになってきているのだと思います。委員お示しのように、財源内訳など調書内容の充実については、もちろん、一定の時間と費用が必要になってくるとは思いますが、できないことではないと思います。ただ、どの程度の時間や費用が要るのかということについては、検討の時間をいただきたいと思っています。

また、先ほどもお話がありましたように、事務事業総点検の中で、現在の調書の様式では十分な情報でないという御指摘も既にいただいています。2年間かけてやっていくわけですが、そういった御意見をお聞きしながら、どういう調書が一番求められているのかということについて、検討を進めていく必要があると認識しております。

○堀井 勝委員 福留委員に大変いい案をお出しいただいて、新鮮な空気が吹き込んでくるなあと思っています。

事業仕分けについては、私も再三言っているのですけれども、できれば各常任委員会で日常的にやっていくこと自体が、この常任委員会の活性化に発展するのではないかと考えています。特に、今回、三島議長は各常任委員会を頻繁に開いて、密度を高めてほしいと言われていたわけですから、この機能を高めていけば、十分可能ではないかなと僕は考えています。今、奥部長からも話がありましたように、いろんな資料をいただきながら、各常任委員会で進めていけばいいのではないかと考えています。

それから、決算特別委員会では、事業仕分けや、また、それに類するようなことは可能かもしれませんが、予算特別委員会では難しいのではないかと私は考えています。というのは、毎年、政府が予算編成する際は、国民生活白書をもとに、今の国民生活がこういう状況だから、こういう分野に重点的に予算配分しなければならないなどということになっていると思うんです。

前から私は、枚方市でも市民生活白書を早く作ってほしいということを議会で申し上げておまして、検討していきますという答弁をいただいたように記憶しているのですが、市民生活白書がなければ、どこに予算を重点的につぎ込んでいけばいいのかわかりません。行政はいろんな資料を持っていて、こういう分野に予算を配分すれば一番いいのではないかと、いうようにやられているんだろうと私は思っているのですけれども、我々にすれば、白書がなければ、今の枚方市民の生活がどんな状況か本当にわかりません。そして、予算はどうあるべきかということが、やっぱり議論できないと思います。

そういう意味からすると、そういう資料も何もしない、もし事業仕分けをしてしまうと、後々取り返しのつかないことになってしまいますので、その辺も含めて考えると、またこれは難しい問題だと思うんです。ですから、皆さんのいろんな御意見をもう少し聞かせていただいて、いいなあということであれば、導入することはやぶさかではないと思うのですけれども、今の状況では、事業仕分けまでやっていくのはちょっとどうかなというのが私の感想です。

○堤 幸子委員 今、私の会派でも、常任委員会で各案件についていろいろ議論していくという方向でやっているのだから、わざわざ予算・決算特別委員会で事業仕分けを行うというのはど

うかという意見がありました。

前回の委員会では、福留委員が、事業仕分けのイメージは、テーブルを設けてというのではなく、意識改革という部分を踏まえた提案であるということで、その書き方をもう1回修正させていただきますという話がありました。もし修正されるということであれば、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○**福留利光委員** 前にも言わせていただいたとおり、事業仕分けには2種類あると思うんです。一つは、亀岡市議会のように、行政から7つぐらい提案してもらった事業を、テーブルを設けて仕分けするというものです。枚方市でも2年ほど前にやりましたよね。もう一つは、通常、常任委員会などの場で、議員の意識を高めるために、事業仕分け的な形でただしていくというもので、テーブルは一切設けないという形です。我々は今回、テーブルを設けてまでとは考えておりませんが、今後の課題にしてはどうかとは思っています。

今、奥部長の方で行われている事務事業総点検というの、私はある意味、事業仕分けだと思っています。仕分けが部分的でないという点で異なりますが、結局はそれを行って、次に何を求めていくのかというところが一番大切なわけです。

どちらにしても、やっぱり議員の意識を集中特化させて、次の事業を展開していくというところが大事だという意味から、例えば、今回、別に予算・決算特別委員会に事業仕分け機能を持たせなかったとしても、先ほど言われたように常任委員会がございまして、そこで今年度はこれに対してみんなで議論しましょうというように、意識改革を重点的にしていってどうかというのが、我々の思いです。

○**大地正広委員** この2年間は、議会の要請で始まった行政改革部の事務事業総点検があります。また、事務事業実績測定調書が決算特別委員会に間に合えば、事務事業仕分け的な検討ができると思います。私どもの会派といたしましては、こうした方向で行ってどうか、また、実績測定の調書内容等の充実というのは、今後、さらなる検討要素の一つになっていくのではないかと考えています。

○**前田富枝委員** 私も、大地委員がおっしゃったように、現在の予算・決算特別委員会で事業仕分け的なことをやっていないかと言えば、そうではないと思うんです。皆さんは会派から出てこられて、この事業についてはどうだということをされています。先ほど木村委員もおっしゃっていましたが、事務事業実績測定において財源内訳などをもっと詳しく知ることが、私たちにとっては必要だと思いますので、そういう資料をもとにやっていったらいいと思います。

○**高橋伸介委員** 冒頭で、事務事業実績測定の調書が決算審査に間に合うのかどうかお尋ねしたのですが、それが間に合えば、事業仕分けは必要でないということで会派の意見がまとまっていたと思います。間に合うのであれば、もう決算特別委員会でも、また、それに続く12月議会でもやっていくことが十分できます。もともと我々の会派では、聞いてもらえるかどうかは別として、一般質問を通じてそういうことをやっておりました。

国と地方の実績を見ていると、事業仕分けを行って結果が出ても、やらないところはやらない、整理もしないというところもあるようですので、やはり、現行のツールをより充実させていこうということでまとまっております。

○**大森由紀子委員長** 今、各会派から、事務事業実績測定調書の内容や配付時期の改善、また

事業仕分けの考え方、事務事業総点検の取り扱いなど、さまざまな御意見が出されました。つきましては、今回の御意見をもとにして、次回、改めて御協議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 では、そのようにお願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、反問権の付与についてを議題といたします。

本件については、前回、反問権を付与することに慎重な御意見、趣旨確認に限って反問を認める御意見、反論も含めて広く反問を認めることも視野に入れる御意見の3つがございました。

そこで、御意見の集約が図れるよう、本日も継続して、委員間で御協議いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○堀井 勝委員 いずれまた深く検討しなければならないとは思いますが、当面は、先ほど打合会で委員長がおっしゃられたようにまとめていただいていると私は思います。

○大森由紀子委員長 先ほどの打合会では、円滑に進むようにと若干触れさせていただきましたが、委員会の場ですので、改めて皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○高橋伸介委員 私どもは提案会派でございまして、前回、るる述べさせていただきましたが、再度、会派のメンバーと話しましたところ、やはり、理由についてはだれも明確には言っていただけませんでした。取りあえず、本市においては、もう少し慎重に見ていきたいということをお願いします。理由を申し上げられなくて、誠に申し訳ないです。

私を含めて全員、反問権が必要だという認識はあるんです。ただ、今、結論を出すことに一抹の不安をぬぐいきれないようで、できればもう少し時間をいただいて、議会基本条例のところでもう一度総括的にやりたいという意見でした。

○大地正広委員 この件につきましては、議会基本条例に明記すべきことだとは思いますが、ただ、先ほど高橋委員もおっしゃられましたが、今すぐに導入するというのは早急すぎるのではないかと考えています。他市の事例の確認も含めて、もう少し時間をかけて議論すべきということで見解がまとまっております。

○木村亮太委員 我々の会派も提案会派となっております。

反論まで含めた反問権なのか、それとも趣旨確認の反問権なのかという話や、前回もお話が出たヒアリングをどうするかということを含め、いろいろとある中で、趣旨確認の方であれば可能なところもあると思っております。

この件に関しては、ほかの会派の方々の御意見も伺いながらということでもとまっております。要は、何が何でも早く反問権を導入しなければならないということではございません。

○前田富枝委員 前回、私も皆さんの意見を聞かせていただいて、持ち帰らせていただきました。本当に今すぐにしなければならないことなのかというのが、会派の3人の意見でした。先ほど高橋委員もおっしゃったように、慎重に考えていくべきだと思います。

○堀井 勝委員 私も正式に言うておきます。この前も言いましたように、我々議会が反問権を与えるということになれば、事務局体制も含めて、我々にもそれだけの資料などきっちり

したものがないとなかなか対応できないと思います。

いずれ基本条例を作る段階では、一定何らかの方向性を示さないといけないだろうと思いますが、考えてみれば、反問権も単に理事者がその問題について反問するというだけではなくて、誘導していくような反問権もあるわけです。それを是にしていくようなことを言いながら、反問していくというやり方だってあるわけですから、危険性もあるし、よく考えないといけないのではないかと思います。

○大橋智洋委員 前回の委員会で、ヒアリングの問題など提案会派の皆さんの若干慎重な御意見をお聞きして、また、議長権限の問題ということで、持ち帰って、会派で話し合いました。それから俄然やる気になったわけではないのですが、前回、木村委員からもありましたように、反問権といいましても趣旨確認に限るのであれば、別にヒアリング云々という問題もないですし、問題ないのかなという意見もありました。

ただ、今、これを是が非でもやらないといけないのかということになれば、皆さんの総意として、必ずしもそうではないとは思いますが。基本的には、趣旨確認に限るのであれば、特段、問題はないと思いますけれども、皆さんがおっしゃるように、議会基本条例を見据えながらやっていってもいいのかなという意見であります。

○大森由紀子委員長 今、皆さんの御意見をお伺いいたしましたが、現時点では、趣旨確認に限って反問を認めるという御意見、慎重に考えるべきという御意見などと、集約を図れる状況とまでは言えない状況です。

よって、反問権の付与についての結論は急がずに、来年度に予定しております議会基本条例の案文策定作業の中で、改めて御協議いただき、そこで御意見の集約を図っていかどうかと考えております。そこで、その旨を次回の中間報告書に盛り込みたいと思います。

それで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森由紀子委員長 それでは、中間報告書の文案については、他の案件とあわせて、改めてお示しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に通年議会についてを議題とします。

本件については、前回、地方自治法第179条の規定による専決処分の状況について、委員から質疑がございましたので、まず、本市及び他市の状況について、事務局から調査結果の報告を受けたいと思います。冲事務局課長。

○冲 卓磨市議会事務局課長 資料1を御覧ください。

まず、他の市議会及び町議会の状況から御説明申し上げます。

現在、通年議会を実施している中で、従来、地方自治法第179条の専決処分をしていたもの、すなわち、特に緊急の処分を要する事件などの専決処分の取り扱いについて、どのように対応しているかの調査結果でございます。

まず、あくまで専決処分を行わず、本会議を再開、緊急議会を開催して対応しているところには四日市市議会がございます。

次に、通年議会を実施しているにもかかわらず、179条の専決処分をそのまま行っているところは豊明市議会がございます。

最後に、地方自治法第180条による専決処分、すなわち、議会が首長に委任する専決処

分の範囲を拡大して対応しているところもございまして、壱岐市議会、白老町議会など、この事例を導入しているところが最も多くなっております。

それらの市議会と町議会の拡大例としましては、①年度末（3月末）における地方交付税等の一般財源等、基金繰入金及び基金積立金の増減に関する歳入歳出予算の補正、②年度末（3月末）における議決済みの地方債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正、③年度末（3月末）に行わないと市民生活に影響を及ぼすおそれのある地方税法改正に必要な条例改正、④会計年度末（5月末）における繰上充用に関する歳入歳出予算の補正、⑤法令の改正、廃止に伴う条項や文言等の整理で、その条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合における条例改正、⑥災害等により応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正でございます。

次に、資料2を御覧ください。

本市議会の地方自治法第179条による専決処分の状況、実績でございます。平成23年度の実績としては、自治法第179条に基づく専決処分は10件ございまして、平成23年第1回臨時会で5件、第2回定例会で5件行われています。いずれも、補正予算でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの報告を踏まえまして、前回に引き続いて、まずは通年議会を採用するのかどうかという論点に絞って、委員間で御協議いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○高橋伸介委員 各委員からいろいろ御質問が出ると思うのですが、その前に、今、事務局から資料1、資料2を説明いただきました。重々承知していただいていると思うのですが、まず、事務局に1点お尋ねしたいのは、従来の地方自治法第179条の専決、それと、これは通年議会とした場合に矛盾が生じるのですが、180条の専決があり、議会が首長に委任するものであるとおっしゃいましたけれども、両者の違いをもう少し言葉を添えて説明いただけませんかでしょうか。

○沖 卓磨市議会事務局課長 専決処分は本来、議会の議決が必要な事項について、市長が議会の議決を経ずに議会に代わって処理するというもので、そのうち地方自治法第179条については、緊急を要するため、議会を開いて議決する時間がない場合に行われるものでございます。地方自治法第180条については、議会の権限に属する軽易な事項で、議会が議決により特に指定した事項について行われるものでございます。

○高橋伸介委員 ありがとうございます。

それと、資料2について理事者にお尋ねしたいのですが、179条の専決が平成23年度の実績で10件あります。これらは緊急を要するというので専決していただいたわけですが、どのような補正予算なのか。関連性も含めて、御説明いただけたらと思えます。

○高井法子財務部長 それでは、資料2の方ですか、順次、御説明させていただきます。

まず、第1回臨時会の（1）一般会計補正予算ですが、これは主に国民健康保険特別会計への繰入金になっております。あとは、地方交付税の確定額、基金への繰入金という内容でございます。

（2）国民健康保険特別会計補正予算ですが、これは繰入金の方で、今申し上げました一

般会計補正予算からの繰出金を受ける側の補正予算でございます。

(3) 介護保険特別会計補正予算、これは支払基金への償還金の確定に伴うものでございます。

それから、(4) 市民病院事業会計補正予算ですが、これは府補助金の確定に伴うものでございます。

(5) 一般会計補正予算ですが、これは東日本大震災の寄付の関係、それから備蓄品の補正予算となっております。

続きまして、第2回定例会の5件でございますが、これらはいずれも、各会計の決算状況に伴う繰越金または前年度繰上充用金の補正予算でございます。

以上です。

○高橋伸介委員 今、御説明いただいたものについては、緊急を要するもので、議会が開かれていないということで専決していただいたわけです。議決結果としては、3月31日と4月15日に専決したものは、第1回臨時会の5月23日に、5月31日に専決したものは、第2回定例会の6月16日に承認されていますが、承認するとき、議案に対して質疑や討論などは出ていましたか。

○高井法子財務部長 平成23年第1回臨時会の他の案件につきましては、毎年、地方自治法第179条に基づく専決処分の報告を行っておりますが、(5)につきましては、この年度だけということで質疑をいただいております。

○堀井 勝委員 いずれにしても、議会があるということで議会の議決を経るとというのがやっぱり当然のことですので、本来は議会を招集すべきなのかもしれませんが、その辺、議員が忙しいからとか、いろんなことで配慮されているのかなと思います。

先ほどもりました資料1を見ますと、180条による専決処分の範囲を拡大して対応しているという町がどれほどあるのか、「など」ということになっていますのでわかりませんが、町議会と言えば、みんな百姓をしたり、自分で仕事を持ったりして、荒っぽい言い方ではありますが、そんなものは町長がやっつけよというところではないのかなと私は思います。しかし、そういうことではやっぱり片付かない。議会というものがあり、しかも公金を扱う以上は、それが事例として一般常識的にすっといくものであったとしても、やっぱり議決すべきだと私は思います。したがって、やっぱり、通年議会をされた方がいいのじゃないかと私は思います。

○堤 幸子委員 うちの会派でも、通年議会に対する考え方として、一年じゅう議会が開かれることになりますので、今のやり方より市民にも理解を得やすいということでは一致しました。ただ、通年議会をするに当たって、メリット、デメリットをきちんと考えた上で決めてもいいのではないかと思います。通年議会を採用するかどうかということをお先に決めて、一事不再議の取り扱いなどについては、その後に話し合っ、順次決めていくということになると思うのですが、その辺をどう考えたらいいのかということなどが意見として上がりました。

今回、その辺の話を皆さんに聞かせていただいて、会派に持ち帰って判断していきたいと思っています。メリット、デメリットをきちんと整理してから進めても遅くはないのではないかと考えております。

○前田富枝委員 私ども、通年議会をすることに対して異論はございません。

ただ、今言われている地方自治法の179条と180条の専決のこともありますし、スタートを何月にするのかということを、まだこれから議論していかなくてはならないと思います。通年議会をすることに関しては進めていったらいいと思います。

○大地正広委員 私どもの会派としましても、通年議会については賛成の立場を取らせていただいているのですが、実施に当たりましては、やはりもう少し細かいところ、例えば、先ほどの資料1にありました拡大例の①はいいけれども、⑥はどうしても入れないといけないなど、これから先、いろんな形で議論になっていくと思うのですが、細かいところは追々そういった形で具体的に議論していくべきということで、賛成の立場を取らせていただきたいと思っています。

○高橋伸介委員 先ほどは質問だけでしたので。

私どもの会派としては、通年議会については直ちにやっていただきたいと思っています。それと、さまざまな問題があるかと思いますが、これらについてはこの場で調整してほしいという意見でした。

○木村亮太委員 私どもの会派といたしましても、通年議会については、基本的に賛成です。何のために通年議会を行っていくのかというところを話し合っていけば、こういった課題も整理できていくと考えております。

また、いつからスタートするのかという問題にしても、恐らく4月から、もしくは、今の運営で言うと、5月臨時会が始まりになると思います。10月から通年議会を始めるとかではないので、まだ時間があると思います。そこまでにスケジュールを立てて、それぞれの課題を解決していけばいいのではないかと考えております。

○大橋智洋委員 一応、提案会派ということですが、当初提案させてもらってから少し時間もたっているので、前回、若干慎重な立場でお話させていただきました。そのときにも申し上げましたけれども、今、常任委員会を集中的に開催して機能を高めていくということをやられておりますし、また、議長がお持ちの権能というところで、臨時会をもう少し有効活用してもいいのかなとも思っています。

通年議会という方向性としては本当にやるべきだと思いますけれども、そういうステップを経てからやるというのでも、十分現実的かなあと考えております。それこそ、議会基本条例ということも見据えて、大きな流れの中でこれからやっていけばいいのかなと。すぐにやるというより、ステップを踏んだ方がいいと思っております。

○大森由紀子委員長 各会派の御意見を聞かせていただきました。

通年議会を導入すべきという御意見が大勢であるようには思っておりますが、導入を決断するには詳細な議論が必要だという御意見もあります。

そこで、本件については、通年議会を導入することを前向きに考えたとして、通年議会の一年の会期の始まり、つまり開会日をいつにするのか、また、会議の種類や運営方法をどのように規定するのか、また、現行の地方自治法第179条に基づく専決処分の今後の取り扱いをどう考えるのか、理事者の出席義務や一事不再議の取り扱いをどのように考えるのかなどについて、次回以降、継続して御協議いただき、最終的な判断をしたいと考えております。

委員の皆さんにおかれましては、本日の委員会での御協議を踏まえまして、再度、会派内の取りまとめをよろしくお願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、議決事件の拡大についてを議題とします。

本件については、事務局が府内及び中核市の状況を調査していますので、御協議の前に簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 資料3を御覧ください。

議決事件の拡大といえますのは、地方自治法や他の法律において列挙、規定されているものとは別に、地方自治法第96条第2項を根拠に条例で定めて議会が議決すべき事件を追加するもので、1. 本市の状況としましては、(1) 有功者の決定、(2) 名誉市民の称号の贈呈、(3) 特別退職手当の付加の3つがございまして、それぞれの議決に関する条文を抜粋して掲載しております。また、これら以外にも、条例には定められておりませんが、都市宣言や海外友好都市提携など、慣例的に議決しているものもございます。

次に、2. 府内各市及び中核市の状況ですが、平成24年8月現在の調査によるものでございます。

調査事項1の地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件を定めた条例を制定しているところは43市ございまして、制定していないところは27市ございます。括弧内は、そのうち府内の市の数を表しています。

調査事項2の条例を制定している43市の条例の形式ですが、本市のように議決事件ごとに単独の条例を制定しているところは26市、議決事件を列挙した一つの条例を制定しているところは9市、単独の条例と列挙した条例をともに制定しているところは8市ございます。単独の条例と列挙した条例をともに制定しているところについては、当然のことながら、議決事件を単独の条例と列挙した条例とで重ねて規定しているところはございません。

調査事項3、そして裏面の調査事項4は、規定されている議決事件の事例の多いものから掲載しておりまして、調査事項3の単独の条例で規定されている議決事件ですが、市民功労者表彰・名誉市民、市の基本構想、基本構想に基づく基本計画の順になっております。

裏面に移りまして、調査事項4の一つの条例の中で列挙して規定されている議決事件の事例ですが、市の基本構想、姉妹都市・友好都市提携、基本構想に基づく基本計画、市民憲章・都市宣言、基本計画以外の計画、指針等の順となっております。

調査事項5の基本計画以外の計画、指針等を議決事件としている事例ですが、豊田市のみが具体的な計画、指針等の名称を規定しておりまして、記載のとおり、都市計画マスタープランなど5つの計画が挙げられています。

次に、調査事項6の議会の議決事項とはしていませんが、条例、市規則等で議会への報告を義務付けている計画、指針等があるところは4市ございます。

また、下段には参考としまして、地方自治法第96条第2項を掲載しております。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの事務局の報告も参考にさせていただきまして、本件について委員間で御協議をお願いしたいと思います。

初めに、本件の提案会派に趣旨説明も含め、御意見をお伺いします。

○堤 幸子委員 過去、議会改革懇話会においても、方向性のみ、ある程度の合意があったと

聞いているのですが、今、資料にあったような基本構想に基づく基本計画などのうち、何を対象にするかが議論されていないので、今回改めて、議決事件の対象にということで提案させていただきました。

現在でも委員協議会で報告はされているのですけれども、今後は、枚方市にとって大きい基本構想に基づく基本計画や介護保険の計画、新子ども育成計画などについて議決事件の対象にということで、今回、皆さんに御意見をお聞きしたいと思っております。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの委員の御発言を踏まえまして、特にどのようなものを本市の議決事件とすべきなのかということも含めて、委員間で御協議をお願いいたします。いかがでしょうか。

○木村亮太委員 議決事件の拡大につきましては、基本的に賛成でございます。

ただ、どこまでの計画を入れるのかというところは、まだ会派でも決まっていません。豊田市のように細かいところまで入れるのか、他市でもよくあるように総合計画関連だけ入れるのかということもありますし、仮に総合計画関連以外のものも入れるのであれば、何を入れていくのかというのがあると思います。会派内では、総合計画関連について議決事件の拡大をというのであれば、まずそこだけということである程度まとまっています。あとどこまでを入れるのかというところはまとまっていない状態です。

○大地正広委員 この件につきましては、市の大きな方向性を決めるようなものに対して、議決が必要だと規定するということだとは思いますが、それでは具体的にどのようなものを追加するのか、そういうことが大変難しいのではないかとということで、会派としましてはまだ結論が出ておりません。持ち帰って、次回の議論とさせていただきますと思います。

○前田富枝委員 私どももまだ結論が出ていないんです。今お二人もおっしゃられていたように、何を議決事件としていくのかというところで、それぞれの考え方もありますので、皆さんの御意見をもう少し聞かさせていただきたいと思っております。

○福留利光委員 我々の会派も詳細のところはまだ詰め切れておらず、本格的な議論はできておりません。もし提案会派の方から、具体的にどこまでという部分などがあれば、提案していただけるとありがたいと思っております。取りあえず、この資料を参考にして、議論させていただきますと思います。

○堀井 勝委員 うちの会派では、皆さんの話をよく聞いてからということで、この件については議論してこなかったんです。また話し合っていきたいと思うのですが、今、資料にありました豊田市はいい見本を示されていますので、我々もそういうことが必要ではないかと思っております。

例えば、今、市長が健康医療都市や教育文化都市という、都市としての目指す方向を示されているわけですが、議会の議決も何もしないで、市長が思い付きで花と音楽のまちづくりなどと、勝手なことを言っているわけです。我々議員が34人もいて、こんなことを許しておくこと自体が私は問題だと思います。枚方市のイメージを発信するわけですから、それ決めるに当たっては、行政だけではなく、また、市長が決めるということではなくて、やっぱり議会も一緒に考えないといけない。

教育文化都市や健康医療都市と書かれたロゴマークを見てください。あんな幼稚なものを本当に作って。前回の一般質問で、田口議員が枚方市にはゆるキャラがいっぱいいると言っ

ていましたが、それも一つの例になると思います。ああいうロゴマークを制定するにしても、やっぱり我々の意見をもうちょっと聞かれたらいいのじゃないかなと。そういう意味で議決事件の拡大というのは重要だと思っています。

○大森由紀子委員長 各会派の御意見を聞かせていただきました。

どのようなものを新たに本市の議決事件として規定するかという点につきましては、議会の監視機能の強化と、迅速な行政執行の必要性とのバランスを考慮して、非常に難しい判断が必要となるとことから、今回だけで結論を出すのは大変困難な状況でございます。

つきましては、本件については次回以降も継続して御協議いただきたいと思いますので、委員の皆さんにおかれましては、本日の委員会での御協議を踏まえ、再度、会派内の取りまとめをよろしく願います。

なお、理事者の皆さんにおかれましては、ここで退出していただいて結構です。長時間にわたり、ありがとうございました。

〔奥 誠二行政改革部長、北村昌彦政策企画部長、高井法子財務部長退席〕

○大森由紀子委員長 次に、議長の任期及び選出方法についてを議題とします。

本件については、事務局が府内及び中核市の状況を調査しておりますので、御協議の前に簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 資料4を御覧ください。お手元の資料は、平成23年12月現在の調査によります府内及び中核市の状況でございます。

1. 議長の任期については、府内のすべての市では本市と同様に1年でございます、中核市では1年としているところは18市、2年は14市、4年は6市ございます。

次に、2. 議長の選出方法については、所信表明の場を設けている、すなわち、事実上の立候補制を実施していると言えるところは、府内では泉佐野市1市のみでございます、所信表明演説は本会議休憩中に実施しております。また、中核市では、秋田、下関、長野の3市ございまして、所信表明演説は全員協議会などで行われております。

なお、議長選出の手続は、地方自治法において公職選挙法に準じると定められていますが、その準用する条の中には立候補制の規定は含まれておらず、本会議の中で所信表明演説を行うと、法に抵触する疑いがあることから、全員協議会などで実施されているものと思われま

す。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 ただいまの報告を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思いますが、ただいまの報告を聞いておわかりのとおり、論点としましては、まず、本市議会の議長の任期について、現行では申し合わせにより1年としておりますが、これを2年とするのか、地方自治法の規定どおり議員の任期による、すなわち4年とするのかということがあります。

次に、議長の選出方法として、地方自治法が公職選挙法に規定された立候補制に係る規定を準用していない中で、事実上の立候補制を採用するのかどうかという論点があります。事実上の立候補制を採用するならば、次に、立候補の受け付け方法をどうするのか、所信表明演説を行う機会を本会議で与えるのか、本会議以外で与えるのかなどが問題となりますが、この点については次回以降に御協議いただくこととし、今回は、議長の任期をどう考えるのかと、事実上の立候補制を採用するのかどうかというこの2点の論点に絞って、御協議

いただきたいと思います。

初めに一括して、本件の提案会派に趣旨説明を含め、順に御意見をお伺いします。

○堤 幸子委員 うちの会派は、議長の任期というよりかは、議長の選出方法における立候補制なのですが、今は直前に議員のみに知らされ、傍聴に来ている市民の方には全くわからない状況があるということで、立候補者を市民に明確にして、できれば全員協議会などで所信表明の場を設けるということを提案させていただいています。

○木村亮太委員 私どもの会派といたしましては、どの論点になるのかちょっとわからないのですが、議長の選出などというのを、日程的にもう少し簡素化といいますか、スピーディーにできればという思いがあります。

それと任期に関しては、これからの議会改革の流れを踏まえますと、議長の役割や責任というのは重くなってきますので、具体的に何年というのはわからないのですが、1年ごとにすぐ代わってしまうのはいかがなものかという思いもあります。そういうところで、当時提案させていただきました。

○高橋伸介委員 まず、議長の任期についてですが、昨今の地方分権の流れの中で、議会の役割というのが非常に大きくなってきております。1年がいいのか、悪いのかということではなく、首長が4年で市政を執行していくという中で、議会もある程度、2年ほどでも、腰を据えてやるべきじゃないかという意見が会派の中で出ております。現行の1年交代は、府内32市でもやっているわけで、別にそれが問題であるという指摘ではないんです。2年程度というのも考える時期に来ているんじゃないかという提案です。

議長の選出方法につきましては、会派の中で立候補制云々という話は具体的に出ておりません。ただ、今、木村委員もおっしゃいましたように、知る人は知っているのですが、そうでない会派、また傍聴の方にとっては、いつ、だれに決まるのかなど、不透明な時間が非常に長いということで、何とかこれを透明化して、もう少しわかりやすい選出方法になればという意見が出ております。具体的にこういう選出方法をしたいという提案ではありません。皆さんのお知恵を拝借しながら、この不透明感を何とか払拭できないものかということでございます。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの委員の御発言を踏まえまして、まず、議長の任期について、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○大橋智洋委員 私どもの会派の方でも、まずはきょう、提案会派の皆さんやそれ以外の皆さんの意見をお伺いしてからということで、全然煮詰まっただけではないのですが、議長の任期について、他市では、1年になっているところもあれば、2年になっているところもあります。大昔の話だと思うのですが、本市において1年になった経過がわかれば教えていただきたいと思います。たまたまかもしれませんが、連続して2年やっているということもあるとお伺いしております、その辺も含めてお願いします。

○山下寿士市議会事務局長 基本的には、申し合わせで1年交代されているというように理解しておりますが、過去、選出においていろいろと協議された結果、2年続けてされた例が二、三あるようには承知しております。

○大橋智洋委員 別にこの議論を誘導したいわけでもないのですが、そうすると申し合わせがずっと続いてきたということで、その申し合わせというのは、各派代表者会議の申し

合わせということでもいいのですか。

○山下寿士市議会事務局長 そのとおりです。

○大橋智洋委員 そうすると、1年ごとに申し合わせているというわけではなくて、以前、各派代表者会議で申し合わせたことがまだ続いているということですよ。

○山下寿士市議会事務局長 そのとおりです。

○大橋智洋委員 そうすると、例えば、1年ごとに考えるということもあり得るのかなとも思います。別にどこに持っていきたいわけでもないのですが、過去の経過を確認したかったということもあって聞いてみました。冒頭に申し上げたように、皆さん方の御意見をお伺いしながら、会派として考えていきたいと思えます。

○前田富枝委員 私どももまだ結論が出ていないんです。

高橋委員がおっしゃったように、確かに不透明感というのがあります。2年ぐらい前でしたか、議長を選出する際の投票のときに、名字だけ書かれていて、これは無効なのか、有効なのかということがありました。立候補制の話ではないのですけれども、そういうこともありますし、議員はわかっているのですが、市民の方が見ても、丸一日何をしていたのかと言われないようにしていきたいと個人的には思っています。

○大地正広委員 私どもの会派は、議長の任期や選出方法について、皆様方にどういったお知恵があるのかを伺って、会派に持ち帰り、改めて協議させていただきたいと思っております、きょうのところは何ら方向性というのを持ち合わせておりません。

○堀井 勝委員 議長の選出はなかなか難しい。透明性を高めれば、名乗りを上げて、途中で降ろされたり、落ちたりするような人が出てきて、非常に不名誉なことにもなりかねない。名前が挙がらないのは、市民的にはわかりにくいと思うのですけれども、会派に所属している我々は一応、どなたとどなたが出ておられるのかということぐらいはわかっているので、その程度にしておくべきではないかと思えます。

それから、任期については、地方自治法上4年ということになっていて、また、高橋委員が言われたように、行政側が4年やっていて、議会側が毎年替わるということではなかなか難しい問題もあるとは思いますが、例えば、今任期のように新しい議員が14人も出てこられて、議長を4年間やるということになれば、恐らく14人のうち1人ぐらいしかできない。2年としても、その半分ぐらいしかということになります。皆さんも、そして私もそうですが、議員になって、議会の中でそういう役割を一定果たしていくというのも、やっぱり議員としての任務だろうと思えますので、1年でもやむを得ないのかなと。

ただ、私の感想を言わせてもらえば、今がいいとか悪いとかではなく、突然、議長ということではなくて、やっぱり副議長としていろいろ経験されてから議長になられる方が、仕事もしやすいのではないかと思いますので、その辺も含めて、またお考えいただけたらと思います。

○大森由紀子委員長 皆さんの御意見を聞かせていただきましたが、議長の任期については、2年としてはという意見や、現行どおりという意見があったかと思えます。また、選出方法についても、あわせて御意見がございましたが、特に、立候補制についてはいかがでしょうか。

○高橋伸介委員 役選に関わる部分というのは、なかなか御意見が出にくいところもあるかと

思うんです。ただ、市民に対して透明感を持つというのが今のトレンドでもありますので、人と人の流れの中での役員選挙という部分との兼ね合いをどうしていくのかということです。細かいことはなかなか言いにくいと思います。

そこで、提案なのですが、今の4日という役選日程を2日に縮めてみたら、もっとサイクルが早くなって、多くのことが明確になっていくのではないかと思います。事務局も資料をたくさん作るので、2日はしんどいとは思いますが。けれども、少なくとも4日間あって、何か凡庸というか、熟成というか、そういうところがあります。この熟成というところで、市民から何やと言われかねないようなことが、議会の常識としてまだ存在しているのかなと思います。だから、そこを細かくシステムとしてできないのなら、時間で詰めてみるというのはいかがでしょうか。

○堀井 勝委員 私が経験させてもらったところでは、5月の臨時会だけで決まらずに、6月議会にまでこの問題を持ち越したということもありますし、やっぱりなかなか難しい問題です。ですから、かつて寝屋川市議会ですべてされていたように、もう廃止されたのかもしれませんが、議員を何期やったら何点という、経験年数によって議長になるための持ち点を増やしていくという方法も考えられるのかなと思います。

○木村亮太委員 何を点数とするのかということはあると思うのですが、堀井委員の言う点数制というのは、正直、難しいのではないかと思います。経験という部分はすごく大事だと思います。ただ、期数以外の部分も重視されるのであればいいのですが、長ければ長いほど点数が上がっていくので、そうなってくると、人事評価制度をどう構築するのかという議論にもなってきますし、行政でも試行錯誤していて、こうだというのはなかなか難しいというのが現時点での感想です。

高橋委員の2日という意見は、どちらかというとは私は賛成です。2日にするのかどうかはともかく、事務作業の部分は置いておくとし、1日でもいいと思っているくらいです。ですので、一定、期間を短くする、若干荒いやり方になってしまうのかもしれませんが、方向性としては賛成です。

○福留利光委員 我々の会派はまだ議論していないので、個人的な意見になりますけれども、大変重い問題だと思います。

まず、任期の問題については、正直申し上げまして、議長という部分は非常に重きのある位置付けになりますので、次回から定数が32名になりますが、やっぱり皆さんはそれぞれなりたいといえますか、そこを目指しているというのがあると思います。一方で、議長の仕事が本当に完結できる、今ができていないわけではないのですが、私がOBの方から聞いていたのは、真にできるというのは、2年が一番適正だと。1年目は新たに経験して、その経験をもとに2年目から本来の議長の仕事ができる。どちらを取るのかというのは非常に重い問題ですので、それはもう、枚方市議会全体で決めていったらいいのかなと思っています。

あと、日程の問題については、私も4日間が本当にいいのかどうかというのは疑問に感じています。ただ、いきなり2日にするのはちょっとしんどいかなというところで、取りあえず、短縮するようなイメージを持ってやっていくことに関してはいいのかなと思っています。

ただ、グレーな部分というのは、なかなかどうしても難しく、いきなりすべてをオープン

ンにしていきたいところもあるのですが、60年以上もの今までの流れの中で、グレーなところをどれだけ残して、新たに透明感を持たせるところはここにしましょうというふうに議論していったらどうかと感じています。

○大森由紀子委員長 本件については、委員の皆さんから、議長の任期、また選出方法など多岐に渡り、さまざまな御意見が出されましたので、本日の御協議を踏まえまして、再度、会派内の取りまとめをしていただき、次回、御協議いただきたいと思っております。

なお、その際には、先ほどお話しいたしましたように、任期や立候補制の問題をどうするのかということも含めまして、御協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大森由紀子委員長 次に、議員間討議についてを議題とします。

本件については、事務局が府内及び中核市の状況を調査していますので、御協議の前に簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 資料5を御覧ください。お手元の資料は、平成24年5月発行の『日経グローバル』議会改革調査をもとに、府内及び中核市の実施状況について、事務局で聞き取り調査を行ったものです。

まず、(1) 議員間討議の規定状況ですが、府内と中核市の計70市のうち、議員間討議を議会基本条例で規定している市は11市ございます。そのほかの市は、いずれの形でも規定されておりません。

次に、(2) 委員会での実施状況ですが、本会議において議員間討議を実施している市はありませんでしたので、実施しているすべての市が委員会において議員間討議を実施しておりまして、4市ございます。府内では、実施市はございません。実施している中核市4市のうち、議会基本条例で規定しており、かつ、実績があるところは横須賀市議会、長崎市議会、大分市議会の3市でございます。規定されておりませんが、慣例で実施しているところとして函館市議会がでございます。これを見ますと、規定されていても実際に行われている市はまだ少ないと言えます。

次に、(3) では、上の(2)の表の議員間討議を実施している中核市4市の実施状況の詳細でございます。

まず、議員間討議の実施状況については、一番下の函館市議会においてはすべての議案に対して実施しておりますが、残り3市については、委員からの申し出、または委員長が必要と認めるときに実施しております。

次に、審査時における議員間討議の実施時期については、横須賀市議会は明確にせず、委員からの申し出、または委員長が必要と認めるときに随時行われているようです。残り3市につきましては、理事者への質疑後に行われています。

次に、議員間討議中、理事者は同席しているか、退席しているかについてですが、函館市議会においては退席していますが、残り3市については同席しています。傍聴については、4市とも可となっております。備考欄については、御参照ください。

なお、下段では、函館市議会、長崎市議会、大分市議会における議員間討議を含む委員会審査の流れを、イメージ図として、参考までに掲載しております。理事者に対する質疑と討論の間で行えるものとされており、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

す。

以上、説明とさせていただきます。

○大森由紀子委員長 ただいまの報告を踏まえまして、委員間で御協議をお願いしたいと思いますが、ただいまの報告を聞いておわかりのとおり、議員間討議をどの場で導入するのかがというのが最大の論点となります。

現在、本特別委員会や議会運営委員会では、実質的に議員間討議を行っていると言えますが、常任委員会や他の特別委員会でも議員間討議を導入するのか、さらに本会議でも導入するのか、まずは、この点に絞って議論していただきたいと思います。具体的な運用については、次回以降に改めて御協議いただけたらと思っております。

初めに、本件の提案会派に趣旨説明を含め、順に御意見をお伺いします。

○堤 幸子委員 議員間討議については、これを進めていけば、結果より考え方の過程が見えるということで、市民への情報公開につながり、説明責任を果たすことができるのではないかとということで提案させていただきました。それと、常任委員会などでは、反対である会派の意見は質問などで多く出されますが、賛成である場合はどうして賛成なのかというところの意見がなかなか出にくいのではないかと思います。

最終的には多数決ということになるのですが、そこに至る経過として、委員会で討議していけば、意見の違う相手の話も聞けるということで、提案させていただきました。

○大地正広委員 私どもの会派としましては、1年前にこの議員間討議について提案させていただき、そのときに述べさせていただきましたように、議員の資質向上など、議員自身に対する上向きの効果を期待するという意味もありますが、具体的なイメージとしては、先ほど説明がありました資料の参考のところがありましたように、委員会等において議案の提案理由説明がされた後に、理事者への質疑をして、現行では討論、賛否陳述という形をとって採決になりますが、理事者への質疑と討論の間に、全議員が会派を超えて議案に対して活発な意見を述べ合う時間が必要になる場合もあるのではないかと思います。

議会としての意見を作った後に、討論、採決という形でやっていくというようなイメージを持って提案させていただいたのですけれども、先ほど資料にありました函館市議会のように必ずこれを行わなければならないというのではなくて、必要に応じてできるようにするという位置付けで提案させていただきました。

○大森由紀子委員長 それでは、ただいまの委員の御発言を踏まえまして、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。

○堀井 勝委員 提案されている方に質問させていただきます。

現在、本市議会では、通常、委員協議会があって、本会議に議案がかけられますが、その前の議会運営委員会で付託したいとの申し出があれば、常任委員会にかけられ、議論されるわけです。そうでない場合は、本会議にそのまま上程されて、質疑があって、討論が行われるというような流れでいくわけです。

今、大地委員がおっしゃった資料の一番下段の参考にあるような形になるとすると、考え方として、常任委員会で議論して一定の結論が出たものについては、どういう取り扱いになるのでしょうか。常任委員会で議論した場合は、もうそれは行わないというように考えていいわけですか。

○**大地正広委員** 私どももいろんなイメージを持っているのですが、必要がないような状況も考えられます。ですから、そういうような場合にも議員間討議をしなければならないということになると、無意味な時間やエネルギーを使うということにもなりますので、必要と判断する場合にと考えております。

これは後の議論になっていくと思うのですが、先ほど委員長もおっしゃられたように、常任委員会や特別委員会、あるいは本会議でもしていくのかということにも関わってくると思うのですが、現在、議会が行っている討論の前に、議員間討議をすべきところがあるのではないかとということで、議会として大きな意見を作る場所を持ってないかというような思いから提案させていただいたということなんです。

○**堀井 勝委員** ちょっと理解しにくいのですが、先ほども言いましたように、現在の流れというのは、委員協議会で一定説明があつて、本会議にかけられる前に、議会運営委員会でこの問題は常任委員会にかけてもらいたいという申し出があつたら、常任委員会に付託され、そこで議論することになります。常任委員会で議論して、この場で議員間討議ができればいいのですが、今の状況からすると、理事者に対する質疑だけで議員間討議というのはされていない。こういう場合も含むというように理解していいのですか。

○**大地正広委員** 今おっしゃったように、そういう形でやっていければ、大きな効果を持つ場面がいろいろ出てくると思ひまして、私どもは提案させていただきました。委員会に限るという思いで提案させていただいたのではないということです。

○**堀井 勝委員** 委員会だけではなくて、恐らく本会議でも休憩してやるというイメージだと私は思うのですが、仮に本会議で議員間討議をするとして、そこで得られる結論というのはどのように集約するのか疑問に思ひます。何かいいお考えがありましたら、教えてください。

○**大森由紀子委員長** 済みません。同じ会派として補足させていただきたいと思ひます。うちの会派の提案としては、委員会に付託されたものはすべて委員会でということだと思ひますので、本会議を休憩してすぐに行う、本会議を急に中断して委員会を開いて討議するというイメージではございません。

○**堀井 勝委員** あくまでも、常任委員会を中心にとということですか。

○**大森由紀子委員長** そうですね。常任委員会のほかに、特別委員会もあるかもしれませんが、それはこれからの議論になると思ひます。今の一定正則した形の中でと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○**福留利光委員** 議員間討議を行つて、そこでの結論というのをどう求めていくのかということになりますよね。ただ単に発散的に議論だけをする場なのか、それともしっかりと結論まで出していくのか。結論まで出していくということであれば、今度は意見が分かれたらどうするのかなど、そういうところもありますが、その辺はどのようにお考えですか。

○**大森由紀子委員長** 今、大地委員が提案しましたとおり、必ずそれを挟まなければいけないということではなく、理事者への質疑が一定収束した中で、議員間でもう少し討議を行い、議論を深めていきたい、また、その必要があるのではないかと提案があつた場合にとということでございます。

○**福留利光委員** 例えば、委員会で理事者がいて、今までは理事者と議員との間で議論していましたが、今度は理事者を前にして、その場で議員と議員との間で横の討議もしようという

イメージなのですか。それとも、場を移して、この案件は議員だけということで34人の議員全員が集まって討議しようというイメージなのですか。

○大森由紀子委員長 私たちの会派では、全員ではと考えておりません。委員会であれば所属している委員がということで、意見の調整を一定図るという意味で必要な場合もあるのではないかと考えております。

○福留利光委員 そのときに理事者はどうされるのでしょうか。

○大森由紀子委員長 議員間討議ですから、理事者は退室していただければいいのではないかと考えております。

○木村亮太委員 議員間討議という言葉には、いろいろな議員間討議が含まれていて、各会派でイメージが違うので、一旦、整理した方がいいと考えております。

公明党議員団の提案する議員間討議というのは、理事者に関しては、議員間討議をしている間は退席していただいても構わないという形式だと思うのですが、資料にある横須賀市や長崎市の場合は同席する中でされています。だから、例えば、理事者がいるかないかというところでも、理事者がいないと議員間討議ができないとか、理事者がいると議員間討議ができないというわけではないですので、そこら辺の整理をするというのはあるのかなと思います。

それと、議員間討議をしたときに、例えば、時間が来たから終わりにして、採決するというふうにしてしまうのか、もちろん結論が出ないものもありますが、ある程度の結論が出るまでやるのかなど、そういったいろいろな形の議員間討議があるので、それらをどうするのかということがあると感じています。

我々の会派としての考えを一定まとめてきた中でいうと、原則、議員間討議というのはやっていけばいいのではないかと話にはなっております。我々が考えている形というのは、資料に沿って言いますと、理事者はなしで構わないですし、傍聴者の可否は可になると思います。実施状況に関してはすべてではなく必要と思われるもので、審査時における実施時期は随時になると思います。そもそも、例えば、私は文教常任委員会に所属しておりますが、この案件については委員だけで議論を深めていこうというような形をそのまま延長していけばいいという感覚ですので、最初の集まりの時点で理事者がいないというようなものをイメージしていたりします。議員間討議については、そういった話などいろいろとバージョンがあると思います。

ここからは、会派の意見というより個人的な意見も入るのですが、結局、議員間討議を何のためにやるのかということから言って、公明党議員団が議員の資質向上や議会としての政策能力の向上という目的で提案されている点は賛成になると思いますし、共産党議員団の情報公開という部分に関しても、傍聴可ということで賛成になります。

ただ、共産党議員団がもう一つ言われていた説明責任というところは、どういうことをイメージされているのかがちょっとわかりませんでした。仮に議会報告会をやるのであれば、あれはどちらかという議会としての意思がどう決まったのかを言う場であって、例えば、我々の会派は反対していましたが、全体としては賛成になりましたなどというのはどうでもよくなってきます。議員として私は最後まで反対しましたとか、私は最後まで主張しましたとかというのは、個人の議員として言う分には構わないのですけれども、最終的に予算に賛

成したというのが議会の総意です。議会報告会でやるのはそっちの意味での説明責任だと思いますので、この説明責任というのはどのレベルのものをイメージされているのかがわからないんです。

話がいろいろ広がりましたが、議員間討議というところでもバージョンがいっぱいあって、どれを指すのかというところはあるのですが、我々としては、今やっている常任委員会ベースの議論を深める方向では賛成ということです。

○前田富枝委員 まだ会派できちんと話ができているのですけれども、議員間討議については、個人的には賛成です。ただ、先ほど木村委員もおっしゃったように、議員間討議を行ったとして結論が出ないことというのが多々あると思うんです。その際、結論が出ないままどこまでエンドレスでやっていくのかということもありますから、何をどういうふうにしていくのかということこれからいろいろ議論していかないことには未定です。

○大橋智洋委員 私どもの会派でも煮詰まった議論はまだなんです。これまでの経過は承知していませんが、先ほど大地委員が冒頭におっしゃった、議員の資質向上のためということと、後段の議論を深めるということに関して、会派に持ち帰るイメージを鮮明にしておきたいのです。

若干個人的な意見も含めてなんですが、資質向上ということであれば、必要に応じてというよりも、やっぱり毎回常設の方が資質向上になるのかなと思わないでもないですし、議論を深めるということであれば、やっぱり必要に応じてということになるのかなと思います。今、木村委員がおっしゃったように、何のために議員間討議をやるのかというところで、資質向上ということを委員会の場で本当にやるべきなのかどうかということもあると思います。

また、共産党議員団がおっしゃった説明責任や、賛成の場合には余り主張がないということも含めて、どういう目的でやるのかということをお伺いしましたので、僕らの会派としても、何を目的にするのかということをお伺いしたいと思います。個人的には意見表明の場は幾つあってもいいと思っています。

○福留利光委員 いろいろとイメージしていたのですが、議員間討議というのは多分、ディベート的なことをやって、それぞれの会派というか、それぞれの議員の思いを確認しましょうというものになると思いますし、恐らく、そこで結論というのは出ないと思いますが、それはそれでいいと思います。

大地委員がおっしゃるとおり、確かに議員の資質向上といいますか、意識改革には非常にためになることですので、個人的な意見としては非常にやっていきたいと思っていますが、やっぱり中身をもうちょっと詰めることが大事だと思います。

それと、もし他市でやっている状況というのがわかれば、次回までに、すぐに出るようなら今、教えていただきたいと思っています。

○山下寿士市議会事務局長 資料5の一番下段のところにフローチャートがありますが、従来は、理事者に対する質疑をして、その後、採決するまでに討論を行い、それぞれの主張をお聞きした上で、皆さん御判断されているということでした。ここに議員間討議が入るということで、今やられているところが4市議会あり、実際に議員間討議を討論の前にしているところが3市議会あります。表の一番上の横須賀市議会では、討論を聞いた上で、採決する前

に議員間討議をやっておられるという例があります。ここにあるように、基本的には理事者同席ということになってはいますが、それも確認の意味で理事者を同席させているケースが多くて、実際、いろいろなやりとりをする際には、委員長の判断で委員協議会に切り替えて、別室で記録を残さずに議員間討議を行うというような運営をされていると、うちの調査段階においてはそのように聞いております。

結論を出さないといけないのかということに関しては、現在は議員と理事者とのやりとりしかないわけです。議員間討議というのは、御自身が採決するに当たってより理解を深めるために、なぜそのような発言をされているのか、なぜそういうお考えなのかということを経験者間でやられているというようなことで、そのイメージどおりになるかどうかはわかりませんが、このように把握しております。

○堀井 勝委員 まだうちの会派では議論しておりませんが、今の話を聞いても、なかなか難しい問題だと思います。確かに、大地委員が言われた議員の資質向上、また議会の活性化という点では大いにいいことで、できれば導入すべきだと個人的には思います。ただ先ほどの話の中で、すべてで行うということではなく、問題に応じてということになると、だれが、いつ、どこで議員間討議をしようということを決めるのか、この辺の問題もやっぱり議論しないといけないと思います。この問題については、まだこれから議論されることと思いますので、いいことであるとだけ申し上げておきます。

○木村亮太委員 済みません。この資料5というのは、府内と中核市をお調べいただいて、条例で規定しているところは多少あるが、実施しているところはすごく少ないという状況です。ただ、これは府内と中核市に限ったものになってしまっていて、実際には、府外や中核市以外のところでも実施されている議会があると伺っていますので、そういったところの事例なども研究しながら、我々の中で議論を深めていけばいいのではないかと思います。

○山下寿士市議会事務局長 資料5については、あくまでも参考にとということで、府内と中核市の実施状況を調査対象として資料を作っておりまして、実際には、おっしゃるように、いろいろな形でやっておられるところもございます。ただ、それは規模が全然違うところであつたりもしますけれども、参考にするということであれば、把握できる範囲で資料を用意したいと思いますので、よろしくお願いします。

○大森由紀子委員長 本件については、導入すべきではないかという意見がほぼ大勢だと思いますけれども、それでは、本会議以外の常任委員会や特別委員会なのか、また、必要に応じてということがどうなのかという具体的な運用についても、さまざまな御意見があると思います。

きょう、委員の皆さんから出された御意見を参考にして、会派内の取りまとめをしていただいて、次回、改めて御協議をお願いしたいと思います。また、事務局に要望がありました報告の件についても、次回、よろしくお願いします。

○大森由紀子委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。  
よって、議会改革調査特別委員会は、これをもって散会します。

(午後0時9分 散会)

委員長 大森由紀子

議長 三島孝之